

アッペンツェル・インナーローデン準州による新型コロナウイルス感染症予防のための独自措置について

【ポイント】

● 10月16日、アッペンツェル・インナーローデン準州は、新型コロナウイルス感染症予防のための独自措置を実施すると発表

【本文】

10月16日、アッペンツェル・インナーローデン準州は、新型コロナウイルス感染症予防のため、以下の独自措置を実施すると発表しました。

1 マスク着用義務

(1) 屋内で実施される公私にわたる参加者が30人を超えるイベントにおいて、マスク着用が義務付けられます。

※飲食、スピーチ及び特定の場合については例外となります。

(2) 参加者が30人以下のイベントにおいて、1.5mの社会的距離が確保できない場合、マスク着用が義務付けられます。

2 飲食店における措置

(1) 飲食店において、従業員はマスク着用が義務付けられます。

(2) 着席形式による飲食のみ許可されます。

3 ダンスの禁止

(1) ダンススクール、スポーツ施設を含む公の施設及び公のイベントにおいて、ダンスが禁止されます。

(2) 職業ダンサーによる実演は、例外的に許可されます。

4 適用日

2020年10月19日(月)以降

○アッペンツェル・インナーローデン準州発表(ドイツ語のみ)

<https://www.ai.ch/themen/gesundheit-alter-und-soziales/gesundheitsfoerderung-und-praevention/uebertragbare-krankheiten/coronavirus>

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話 : 031 300 2222

Fax : 031 300 2256

メール : consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ : https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合
帰国・転出届

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>